**令和６年度第４回大阪府環境影響評価審査会　会議録**

開催日　　令和７年２月27日（木曜日）

出席委員：石田委員、魚島委員、岡委員、岡崎委員、近藤委員（会長）、島村委員、

　　　　　惣田委員（会長代理）、中田委員、中谷委員、花嶋委員、日置委員、𠮷田（準）委員、

　　　　　吉田（長）委員、渡辺委員

（午後15時01分　開会）

【事務局（澤田補佐）】

　事務局でございます。定刻になりましたので、ただ今から令和６年度第４回の大阪府環境影響評価審査会を開催します。事務局の澤田でございます。委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

　初めに事務的なことを幾つか申し上げます。マイク、カメラは普段はオフにしていただき、オン、オフの切り替えはご自身でお願いします。ご発言の際は、手を挙げるボタンでお知らせください。不具合が生じたなどのご連絡は、なるべくチャット機能でお願いします。

　この会議は、大阪府の「会議の公開に関する指針」に従って、公開での開催とし、傍聴席を設けています。また大阪府のホームページにも会議資料を公表しご覧いただけるようにしています。

　現在14名の委員のご出席をいただいており、定足数を満たしています。和田委員は所用のためご欠席です。

　会議資料は委員の皆さまに事前にメールでお送りしていますが、説明の際はできるだけ画面に表示するようにいたします。議事次第に資料のタイトルを一覧にしておりますので、ご参照いただければと存じます。

　それでは近藤会長、ご審議をよろしくお願いいたします。

【近藤会長】

　近藤です。それでは議題１の「（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書」の審議に入りたいと思います。

　昨年12月20日に、本事業の配慮書の審議につきまして当審査会が大阪府から諮問を受けて以降、参考資料１のとおり、事業計画専門調査部会で精力的にご審議いただきました。専門調査部会で審議していただいた結果に加えて、部会委員以外の委員の皆さま方から事務局に頂いたご意見を含めまして、今回事務局で１つにまとめてもらいました。本日は、全体を通した審議を行い、審査会から大阪府に回答する意見を取りまとめたいと思います。委員の皆さまには、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

　それでは、まず議題１について、事務局のほうから検討結果の内容についてご説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（黒岩）】

　それでは、資料１の検討結果について、事務局よりご説明させていただきます。今画面を共有させていただきましたが、まず資料３枚目の目次をご覧いただければと思います。

　本検討結果案ですが、Ⅰの「配慮書の概要」、Ⅱの「検討結果」、Ⅲの「指摘事項」で構成しております。Ⅰの「概要」は、配慮書の内容を抜粋したものであり、今回の説明では割愛させていただきます。Ⅱの「検討結果」は、事業計画専門調査部会でご審議いただきました内容、また部会委員以外の委員の皆さまより頂いたご意見を取りまとめたものでして、検討結果における各項目の課題をⅢの「指摘事項」としてまとめたものになっております。本日は、Ⅱの「検討結果」の内容を中心にご説明をさせていただければと思います。

　それでは、早速11ページの「全般的事項」から説明をさせていただきます。「全般的事項」では、事業計画全般に係ることをまとめております。課題につながる箇所を中心にご説明させていただければと思います。

まず（１）「事業計画」ですが、本事業は、大阪府のベイエリアにおいて産業用地の需要が高まっている状況を踏まえ、新たな産業・物流用地を創出するために、公有水面の埋め立てを実施する計画となっております。

　14行目ですが、事業実施想定区域における産業用地の需要について、事業者は、岸和田市及び忠岡町に立地する工場、建物のうち、法定耐用年数を超えた施設が多数存在していることから、建屋等の老朽化による建て替えや移転、工場の集約による機能・効率改善等、工場建て替えの潜在的な需要が高まっていると説明しております。

　18行目ですが、事業実施想定区域である阪南港港湾区域は、瀬戸内海に位置しており、瀬戸内海における埋め立ては「瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第１項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針」において、厳に抑制すべきであるとされており、この点について事業者は、当該基本方針に鑑み、埋め立て後の詳細な土地利用について関係市町と協議を行い、必要最低限の埋め立て規模となるように努めるとしています。

　続いて（２）の「複数案の設定」についてです。本事業における複数案の検討として、次のページの表１－１及び15ページの資料１－１のとおり、阪南港港湾区域内に埋め立て場所の異なる３案を設定しております。

　次のページに移りまして、12ページの６行目ですが、埋め立て面積を50ヘクタールと設定した理由について、事業者は、土地需要に対応するための産業用地を、企業へのアンケート等に基づき約30ヘクタールとし、そこに必要なインフラ施設や緑地等の用地を合わせて約50ヘクタールと設定したとしています。

　また埋め立て地地盤高さの設定理由について、事業者は、台風等による高潮や津波に対応するため、海岸保全施設の計画天端高と同じ高さに設定したとしています。

　また各案の埋め立て場所の水深については、Ａ案は11メートル、Ｂ案は2.9メートル、Ｃ案は木材整理場部分で2.9メートル、一般海域部分で12メートルとのことでした。

　15行目ですが、配慮書において埋め立て事業に代わる代替案を複数案の１つとして設定していない理由について事業者に確認したところ、次のページの表１－２のとおり、埋め立て事業に代わる代替案も含めて検討したものの、埋め立て事業を実施せずに事業目的を達成することは不可能であると判断したとの回答がありました。

　表１－２ですが、左側の「埋立事業」とあるのが配慮書に記載の内容で、右側が埋め立て事業以外による方法の検討内容となっております。埋め立て事業以外の方法としては、既存の土地の利活用、埋め立てに当てはまらない構造による用地造成について検討し、既存土地の利活用については、阪和道のインターチェンジ付近、岸和田・和泉コスモポリスの土地について検討したものの、いずれも産業用地を創出するための土地または空き地がないとしています。また埋め立てに当てはまらない構造による用地造成については、桟橋構造と浮体構造を検討したものの、経済的また技術的に実施困難であるとしております。

　続いて（３）の「埋立工事の計画」についてです。工事の実施計画について、埋め立ての実施想定区域は阪南港港湾区域内であり、港湾計画に位置付ける必要があることから、おおむね２年後に港湾計画へ位置付け、手続きを経た上で、埋め立て工事の開始はおおむね10年後になると想定しているとのことでした。

　また工事期間について、事業者は、Ａ案及びＣ案では新たに護岸を建設する工事が必要になるため、既存の護岸を活用するＢ案と比べるとやや時間を要する想定であるとしています。

　また、12行目ですが、工事に用いる埋め立て材料について、事業者は、府内の大規模公共事業から発生する土砂を想定しており、廃棄物の受け入れは想定していないとしています。

　続いて（４）の「課題」に移らせていただきます。１つ目ですが、瀬戸内海における埋め立ては厳に抑制すべきであるとされている基本方針や、重大な環境影響の回避・低減のため、埋め立て事業に代わる代替案を複数案の１つとして検討を行うよう努めるとされている計画段階環境配慮書手続きの趣旨を踏まえ、本配慮書に記載の複数案に加えて、埋め立て事業に代わる代替案を設定し、環境面から比較検討を行い、その内容を方法書に記載する必要があると考えます。併せて、埋め立て事業については、事業の必要性や事業規模の検討経緯を含む事業計画の詳細についても、方法書において説明する必要があると考えます。

　２点目ですが、計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法については、主務省令において、原則として既存資料により行うものの、重要な環境影響を把握する上で必要な情報が得られない場合は、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られない時は、現地調査等を行うことにより、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならないとされています。本配慮書での調査には既存資料を用いた調査手法のみが用いられているため、予測及び評価において必要とされている水準が確保されていない選定事項については、専門家等からの科学的知見の聴取や現地調査等を実施した上で、複数案の比較検討を行い、その内容を方法書に記載する必要があると考えます。

　３点目ですが、環境要素によって周辺環境に与える影響の大きさが異なることや、大阪府等が実施する環境施策との整合性も考慮し、環境への影響を可能な限り回避・低減されるよう総合的に検討の上、事業計画の絞り込みを行い、その内容を方法書に記載する必要があります。

　４点目ですが、埋め立てを実施する場合は、大規模公共事業から発生する土砂を一時期に大量に受け入れることも想定されるため、事業実施区域及び周辺海域に環境影響を及ぼすことのないよう、早い段階から土砂の性状等の確認方法ならびに運搬及び埋め立てについての方策を検討し、今後の手続きにおいて、埋め立て地の存在による環境への影響はもとより、工事の実施による環境への影響についても、工事計画を踏まえた調査、予測及び評価を実施する必要があると考えます。

　続いて、16ページからの「水質・底質」に移らせていただきます。（１）の「事業実施想定区域及びその周辺の概要」と（２）の「計画段階配慮事項の選定」についての説明は割愛させていただき、（３）の「予測及び評価」を説明させていただきます。

　27行目ですが、水質及び水底の底質への影響予測は、既存資料に示されている埋め立て候補地及びその周辺を含む流況計算結果を参考に周辺海域への水質への影響を推測する方法により行っています。

　Ａ案は、埋め立てにより阪南港沖の南西方向の海水の流れを遮ることになるとともに、大津川周辺の流れの様相に影響を与えることが想定され、周辺海域の水質分布及び底質の性状に変化を生じさせる可能性があるとしています。

　Ｂ案に関してですが、貯木場における水の流出入位置は次のページの図２－１のとおりとしておりまして、通水の状況等について、事業者は、貯木場の南北に設置された水門は、高潮や津波の発生時以外は開門され常時通水があり、また臨港道路を挟んだ南北の水面は、約20メートルの間口で常時通水しているとのことでした。Ｂ案による貯木場の埋め立てでは、貯木場内と外海との海水交換量の変化が想定されることから、周辺海域の水質分布及び底質の性状に変化を生じさせる可能性があるとしています。

　また、11行目ですが、Ｂ案による貯木場の埋め立てにより臨港道路を挟んだ南北の通水が喪失しますが、事業者は、南北の水域間にボックスカルバートなどを設置することにより通水機能を確保する予定であるとしています。

　また、14行目ですが、天の川から貯木場への流入があり、現状では降雨時に貯木場において雨水の貯留機能を担っています。Ｂ案による埋め立てでは、貯木場内の面積が狭くなるため、降雨時に貯木場内の水位が上がり治水上の影響が生じる可能性が考えられます。この点について事業者に指摘したところ、貯木場の貯留機能は重要と認識しており、Ｂ案を事業実施区域とする場合は、今後の予備設計において、埋め立て地の護岸法線に係る検討を進める際に、埋め立て地内への排出ポンプの設置を想定した貯留量や、排水ポンプの位置・規模についても検討を進めていく予定とのことでした。

　また、21行目ですが、Ｂ案による埋め立てでは、貯木場内の面積が狭くなるため、天の川から流入した土砂や有機物等が現状と比べて貯木場内に滞留しやすくなり、貯木場内の水質及び底質に影響する可能性が考えられますが、予測においては、貯木場内の水質及び底質の変化は考慮されておりません。この点について事業者は、貯木場内の水域面積が減少することにより、水交換率が上昇し、閉鎖性が改善され、貯木場内の水質は周辺海域に近いものになると推察しているが、貯木場内の流況に関しては、詳細な内容の既存資料がないため、今後現地調査を実施した上で検討するとしています。

　また、18ページの２行目ですが、Ｃ案では、既存の護岸、岸壁及び防波堤で囲まれた水域を埋め立てるため、春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定され、これにより周辺海域の水質分布及び底質の性状に変化を生じさせる可能性があるとしています。

　続いて11行目の（４）「課題」へ移らせていただきます。１点目ですが、埋め立て地の存在により流況が変化し、河口付近及び周辺海域の水質及び水底の底質に影響を及ぼすことから、今後の手続きにおいて、事業実施想定区域やその周辺海域等の特徴を踏まえて、現地調査を実施する必要があると考えます。

　２点目ですが、貯木場を活用する案の予測に当たって、貯木場内の水質、底質及び流況について、既存資料調査だけでは不十分であり、埋め立てにより、貯木場内で一旦緩衝されていたものが直接海域に流出する可能性等、貯木場と外海間の海水交換による水環境変化の影響も考慮し、専門家等からの科学的知見の聴取や現地調査等を実施した上で、複数案の比較評価を行い、その内容を方法書に記載する必要があると考えます。

　続きまして、25ページ目からの「地盤沈下」に移らせていただきます。（１）の「事業実施想定区域及びその周辺の概要」については割愛させていただきます。

　10行目（２）の「計画段階配慮事項の選定」についてですが、事業実施想定区域周辺は、現在地盤沈下が沈静化していることが確認されていること、また、今回の事業において、地下水のくみ上げ等の新たな地盤沈下を誘発する内容は想定していないことから、埋め立て地の存在により周辺地盤環境へ与える影響は想定されないため、計画段階配慮事項として選定していないとしています。

　（３）の「予測及び評価」についてですが、配慮書においては、地盤沈下を計画段階配慮事項として選定しておらず、予測、評価について記載されていませんが、地下水のくみ上げのみならず、埋め立てや盛土も地盤沈下を誘発する要因となり得ることから、事業の実施による地盤沈下の可能性について事業者に見解を求めたところ、埋め立て工事に伴い埋め立て地に隣接する既設護岸の連れ込み沈下が考えられるため、周辺の土地との縁を切るための応力遮断壁の設置等の方法による地盤改良工事を実施する予定で、工法等の詳細は今後の手続きにおいて検討するとのことでした。

　25行目ですが、埋め立てた土砂の自重による、埋め立て地内の地盤沈下の発生可能性について、事業者は、既往地質調査の結果があるＢ案における地盤沈下の可能性を確認し、埋め立て地周辺地盤は洪積粘性土層であることから、土砂投入を考慮しても過圧密状態で沈下量は少ないと考えているとしています。

　次のページの（４）「課題」についてです。１点目として、本事業の実施に伴う埋め立て地及び隣接する土地の地盤沈下の予測に関する知見が十分に蓄積されていないため、今後の手続きにおいて、地盤沈下に係る環境影響を事業実施区域の絞り込みに当たっての比較検討対象事項とし、複数案についてその検討内容を方法書に記載する必要があると考えます。

　２点目ですが、埋め立て地に隣接する既設護岸への地盤改良工事の実施が想定されることから、今後の手続きにおいて、地盤改良工事の実施による環境への影響について、工事計画を踏まえた調査、予測及び評価を実施する必要があると考えます。

【事務局（筒井）】

　続きまして「動物・植物・生態系」についてご説明をいたします。環境保全課の筒井と申します。よろしくお願いいたします。

　まず（１）の「事業実施想定区域及びその周辺の概要」ですけれども、動物につきましては、既存資料調査によって、事業実施想定区域内で哺乳類２種等の生息情報が確認されたとしております。

　重要な種として計185種が確認されたとしておりまして、哺乳類及び爬虫（はちゅう）類については重要な種は確認されなかったとしています。

　また注目すべき生息地等につきまして、事業実施想定区域の周辺には、天然記念物、生息地等保護区などの生息地は存在しないとしておりますが、西側海域の一部は、生物多様性の観点から重要度の高い海域（大阪湾）として選定されています。

　植物につきましても、既存資料調査により、陸上植物163種、海藻類32種の成育情報が確認されたとしております。

　先ほどの、右側ですけれども、こちらが動物のほうの図になりまして、植物の図が次の資料４－２になりまして、こちらに示す植生図のとおりになっております。陸域は概ね工場地帯や市街地であり、自然の植生としては、大津川河口のほうに局所的に分布するヨシクラスがあるとしています。

　また、重要な種として陸上植物の７種が確認されましたが、海藻類につきましては確認されなかったとしています。

　また、重要な植物群落として、天然記念物の泉穴師神社のクスノキ等と、巨樹はクスノキ等が周辺にありまして、干潟は大津川河口に存在していますが、特定植物群落は存在しないとしています。

　続きまして、生態系ですけれども、事業実施想定区域周辺は大阪湾奥部に位置し、沿岸部は工業地帯となっており、東側には住宅地が広がっているとしています。

　この北側の大津川河口の干潟及び南西側のちきりアイランド人工干潟は、法令等により指定されてはいないですが、河口域や沿岸域の開発により干潟の消失が著しい大阪湾奥部においては注目すべき動植物の生息・成育地であり、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場であるとしています。

　次のページに移ります。計画段階配慮事項の選定としまして、埋め立て地の存在による海水の流れや水質等の変化に伴い、動植物の重要な種の生息・成育環境及び地域を特徴づける生態系の場に影響を及ぼす恐れがあることから、動物・植物・生態系を計画段階配慮事項として選定しています。

　続きまして、（３）の「予測及び評価」になります。予測の手法としましては、まず動物につきましては、「埋立ておよび海底地形の改変等に伴う漁業影響モニタリング調査暫定指針」を参考に、埋め立てによる影響を検討する範囲、影響検討範囲とさせていただくんですけれども、こちらを、資料４-３、右側の画面のとおり設定しまして、この影響検討範囲内に動物の重要な種の確認地域が含まれるかを確認する方法により行ったとしています。

　また、植物につきましても、同様の影響検討範囲内に植物の重要な種の確認地域が含まれるかを確認するという方法で行ったとしています。

　Ｂ案における影響検討範囲について、埋め立て候補地外側の沿岸地形が変わらないため、埋め立て地の存在により周辺海域の海水の流れに直接的な変化は生じないと考えられていることから、影響検討範囲は、木材港地区貯木場内及び北側、南側の水路部としています。

　しかしながら、Ｂ案における埋め立て地の存在が、河川の流れ（流向・流速）や、川砂の流入出の変化（干潟形状の変化を含む）、水質などに影響を及ぼす可能性があることから、北側の大津川河口及び南側の木材港地区木材整理場も影響検討範囲に含めるべきではないかと事業者へ指摘したところ、方法書以降の手続きにおいて必要に応じて検討するとのことでした。

　続きまして、予測の結果についてです。まず動物ですけれども、動物の重要な種の確認地域と影響検討範囲を重ね合わせた結果は、こちらの真ん中の表４－１及び資料４－３に示すとおりで、Ａ案は、こちらの青い範囲ですけれども、泉大津沖埋立処分場周辺等の５カ所、Ｂ案については１カ所、Ｃ案については３カ所があるとしています。

　植物につきましても、Ａ案については２カ所、Ｂ案についてはなし、Ｃ案については１カ所ということでした。

　生態系につきましては、こちらのとおりに、Ａ案については２カ所、Ｂ案についてはなしで、Ｃ案については１カ所ということになっていました。

　この予測の結果により、動物、植物及び生態系への影響は、それぞれＡ案及びＣ案よりも、Ｂ案のほうが相対的に小さいと考えられると評価しています。

　しかしながら、動物の予測においては、予測を行った鳥類、昆虫類、魚類及び底生動物の全てに関し、既存資料による情報がない確認地域が複数存在し、特に重要な種の確認地域が木材港地区貯木場のみであるとしているＢ案については、鳥類のみが既存資料による情報があったとされていることから、動物への影響を正確に評価した結果とは言い難く、また、Ｂ案の貯木場内は、閉鎖性の高さ故に、生物の生息地として極めて重要度の高い水域であるが、配慮書においては、埋め立てにより大阪湾奥部に残された貴重な浅場が消失することによる影響が考慮されておりません。それらについて事業者は、現時点では、Ｂ案の影響検討範囲内に生息・成育する動植物のデータがない状況であり、今後の手続きにおいて現地の状況を把握すると説明しています。

　埋め立て地の存在により、埋め立て地及びその周辺における動植物の生息地・成育地が失われるが、その機能を代替する場を新たに創出するなどの措置について、事業者は、今後の手続きにおいて検討していくとのことでした。

　「課題」になります。既存資料のみによる調査では、事業実施想定区域内における貴重な動植物等の詳細な生息・成育状況までは確認できないことから、当該地域に詳しい複数の専門家等からの情報収集、最新の知見の集積や現地調査等を実施した上で、貴重な動植物等の生息・成育環境への影響について複数案の比較評価を行い、その内容を方法書に記載する必要がある。また今後の手続きにおいて、埋め立てによる影響を回避・低減するよう環境保全措置を十分に検討し、その検討結果を踏まえ、必要に応じて藻場・干潟や傾斜型護岸の造成等の代償措置についても検討する必要がある。

　現有の貯木場を活用する案の影響検討範囲については、本事業に伴う流況等の変化により影響を受けると考えられる大津川河口周辺ならびに木材港地区木材整理場及びその沖合も含める必要がある。動物・植物・生態系につきましては以上になります。

　続きまして「人と自然との触れ合いの活動の場」になります。こちらの（１）ですけれども「事業実施想定区域及びその周辺の概要」についてです。事業実施想定区域に存在する主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、こちらの表５－１及び右側の資料の５－１のとおりとしています。なお事業実施想定区域周辺では、自然公園法等の自然関係法令に基づく国定公園や自然環境保全地域等は存在しないとしています。

　「計画段階配慮事項の選定」につきまして、埋め立て地の存在により主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす恐れがあることから、これを計画段階配慮事項として選定しています。

　「予測及び評価」につきましては、既存資料に基づき、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置を把握した上で、先ほどと類似した影響検討範囲を設定し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が含まれるかを確認する方法により、影響予測を行ったとしています。また影響検討範囲は、埋め立て地候補地の外縁から約0.5キロの範囲としています。

　次のページに移りまして、影響検討範囲に存在する主要な人と自然との触れ合い活動の場は、表５－２と資料５－２、こちらの右側の図のようになりまして、Ａ案については３カ所、Ｂ案については４カ所、Ｃ案については１カ所だったとしています。この影響検討範囲内に存在する人と自然との触れ合いの活動の場の数から判断すると、Ｃ案の人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、Ａ案及びＢ案よりも相対的に小さいとしています。

　こちらにつきましては、課題はなしとなっております。

　続きまして「景観」のほうに移ります。（１）の「事業実施想定区域及びその周辺の概要」について、まず１）の「主要な眺望点」についてですが、既存資料中の事業実施想定区域周辺を視認できる地点のうち、不特定かつ多くの人が訪れることが可能な地点を選定し、表６－１及び資料６－１としています。

　続きまして「景観資源」につきましては、木材町の貯木場周辺の眺望という景観資源が存在しておりまして、位置はこちらのとおりになります。

　「計画段階配慮事項の選定」としまして、埋め立て地の存在により、主要な眺望点からの眺望景観に影響を及ぼす恐れがあることから、計画段階配慮事項として選定しています。

　次のページになります。「予測及び評価」につきまして、影響検討範囲を設定しまして、その中に主要な眺望点が含まれるかを確認する方法により、主要な眺望点及び景観資源ならびに主要な眺望景観への影響予測を行ったとしています。なお、影響検討範囲は、埋め立て候補地外縁から約３キロメートルの範囲としています。埋め立てに伴う新たな護岸の築造により、海上からの景観への影響が生じると考えられますが、その予測及び評価について事業者に確認したところ、フェリーが泉大津市の堺泉北港助松埠頭（ふとう）から就航しているため、フェリー航路を海上の主要な眺望点として設定し、影響検討範囲に含まれるかを確認する方法により予測及び評価を実施したとしています。なお、事業実施想定区域近傍の岸和田航路を主要な眺望点として設定していない理由について、事業者は、岸和田航路は貨物船の理由が主であり、不特定かつ多くの人が利用している場所ではないため設定しなかったとしています。

　影響検討範囲に存在する主要な眺望点は、表６－３及び右側の資料６－３に示すとおりでして、Ａ案については５カ所、Ｂ案については７カ所、Ｃ案については６カ所であったとしています。影響検討範囲内に存在する眺望点の数から判断しますと、Ａ案への景観への影響は、Ｂ案及びＣ案よりも相対的に小さいとしています。

　景観の課題についてです。海岸線の変化は景観に大きな影響を及ぼすため、新たに護岸を築造して埋め立てを行う案は、既設護岸を活用する案より、景観の変化を認識しやすくなると考えられ、影響検討範囲に含まれる主要な眺望点の数を比較する手法のみでは景観への影響を適切に評価できないことから、フォトモンタージュ等により景観の変化の程度を把握する手法も用いて複数案の比較検討を行い、その内容を方法書に記載する必要があるということになります。

　最後の「指摘事項」につきましては、ここまでご説明させていただいた課題の部分と同じ内容になりますので、割愛させていただきます。

　以上で説明を終わりとさせていただきますが、本日ご欠席の委員に事前にこちらの内容でご確認いただきましたところ、修正を求めるご意見はございませんでした。以上になります。

【近藤会長】

　どうもありがとうございました。では、ただ今事務局のほうから説明がありましたように、委員の皆さまのご意見を踏まえて検討結果をまとめてもらったところですが、全体を通して、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。ウェブ上からですので、直接話していただいてもよろしいですし、挙手していただいても結構です。どなたかいらっしゃらないでしょうか。特に専門部会で参加していただかなかった委員の皆さま方、何かご意見ございませんでしょうか。

　誰もご意見頂けてないんですけれども、この内容でよろしいということでいいでしょうか。

【島村委員】

　島村でございます。よろしいでしょうか。

【近藤会長】

　はい、お願いします。

【島村委員】

　これで特に異論はないのですけれども、部会のほうで発言したことを一応確認します。本件の場合、瀬戸内法の厳に埋め立てを規制すべき地域だというところの位置付けが、配慮書の段階でかなり弱かったので、こういう地域で埋め立てをする場合には、こういう原点に立ち返って法令に書いてあることを立ち返って検討していただきたいと思います。また、この文案を変更してくださいという趣旨ではないですが、完成が10年後で、現に需要があるということですが、恐らく10年後に供用開始でも、本当に需要があるのかという点が、必ずしも明らかではないと思います。

　つまり、今埋め立てて、10年後に本当に需要があるのかという点があるので、ここは厳に埋め立てを抑制すべき海域だということとの兼ね合いで、この事業に本当に妥当性があるのかという懸念が拭えないわけです。だから港湾部局は、埋め立てをするということが、高度成長期からのミッションだと思いますのでこの辺の海域も埋め立て地だらけなんですけれども、埋め立てありき、事業ありきということではなくて、本当に真に10年後に需要があるのかという点も併せて調査をしていただいて、埋め立ての必要性というのを考えていただくべきだと思います。部会の時にはそういう議論させていただいたので、それを確認する趣旨で申し上げました。

【近藤会長】

　事務局のほうから何かありますか。

【事務局（横山）】

　島村委員、ありがとうございます。そういった需要なども含めて、今後港湾計画や埋め立て免許を出す場合においても、いろいろ審議をされていくことだと思っております。また、今後方法書以降の段階においても、そういった先が長い事業でございますので、その都度ごとに、必要な意見を事業者のほうには申し述べていきたいと考えております。

【近藤会長】

　この事業だけじゃないですけれども、アセスをした後、実際の事業かかるのにすごい時間かかるというのがいっぱいあるので、なかなかそこら辺の整合性を取るのは非常に難しいなとは私もつくづく思います。

　他はどうでしょうか。大体よろしいですか。

　じゃあ私のほうから。配慮書がこれで通ったとして、次、方法書というのは、スケジュール的には大体いつ頃出てくるような感じなんですか。

【事務局（横山）】

　スケジュールとしましては、明確にこの辺りというところはまだ決まっていませんが、事業者に確認したところ、この配慮書が終わりましたらすぐに方法書を出すわけではなくて、まず港湾計画を変える手続きが必要ということがございますので、大体それが２年ぐらいかかるというお話は聞いているところです。それが終わってから方法書が提出されるという状況になりますので、もう少し時間がかかると認識しております。

【近藤会長】

　分かりました。というようなスケジュール感ということですね。

　他はどうでしょうか。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。多分部会のほうでかなり突っ込んだご意見が出て、事務局のほうできちんとまとめていただいたということで、この案が出てきたと思いますので、もうこれで意見がないということで、本日ご説明いただいた検討結果を審査会答申としたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。ご異論ないでしょうか。よろしいですか。ご賛同いただけるでしょうか。

　賛同いただいたというふうに思いますので、それでは、12月20日に諮問を受けました審査会の意見については、本日付で大阪府に答申いたします。委員の皆さま方には、短い期間でありましたが、幅広くご審議いただきましてありがとうございました。それでは、議題１はこれで終了したいと思います。

　次に、議題２として「その他」がございますが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局（澤田補佐）】

　議題１につきまして検討結果をおまとめいただき、ありがとうございました。本配慮書の今後の手続きにつきましては、来月中旬に事業者に対し大阪府知事意見を申述する予定としております。以上でございます。

【近藤会長】

　では、委員の皆さん方から何かございませんでしょうか。ないようですね。そうしましたら、予定していた議事は以上ですが、特にないようですので、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

【事務局（中島室長）】

　環境管理室長の中島でございます。閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆さまには「（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業に係る計画段階環境配慮書」につきまして、綿密なご審議を賜りましたこと、また本日検討結果を取りまとめいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。頂戴いたしました検討結果を踏まえまして、速やかに知事意見を事業者に対し申し述べしたいと思います。

　また今年度につきましては、本日の審査会が最後の会となる予定でございます。委員の皆さまには、大変お忙しい中、さまざまな事業で、審査会や専門調査部会においてご審議くださり、誠にありがとうございました。

　今後のアセス予定案件につきましても、方法書手続きを既に終えているものが複数件ございますので、これらの準備書の提出があるものと思われます。また昨年９月に開催しました第２回審査会におきまして説明をさせていただきました「大阪沖新島地区埋立事業護岸概成時のレビュー」につきましても、提出が予定されております。

　昨年度から今年度にかけまして、廃棄物処理施設に係る案件が多かったわけでございますけれども、府民の生活や大阪の発展のために欠くべからざる施設でありながら、立地の是非が話題になりがちなものであろうかと思います。いかに合理的に環境影響を抑えつつ、地域との対話を促し、受け入れられる施設を立地していくかという点につきまして、環境アセスメント制度の果たす役割は極めて大きいものと考えております。今後とも大阪府の環境アセスメント制度の運営にお力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

　それでは、改めまして本日は誠にありがとうございました。

【事務局（澤田補佐）】

　以上をもちまして、令和６年度第４回大阪府環境影響評価審査会を閉会いたします。

（午後15時52分　閉会）